

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項

2025年度末時点において、当社が保有するノンステップバスの導入率は77.5%となるが、車両の更新と併せて2027年までにはノンステップバスの導入率80%以上を目指す。

(2) 旅客支援、情報提供、教育等に関する事項

- ・集合教育の場で指導する立場となる乗務員に対し、サービス介助士の資格を取得させる。
- ・お客様に安全に乗降いただくため、サポートする方法等の教育や訓練を定期教育の場で実施する。

(3) 電動車椅子 WILL の普及に伴い、対応方並びに乗車方法について社員教育を継続して実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス 21 台導入予定。(2026 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	車椅子固定用装置やスロープ等による必要な役務の提供を行えるよう、新入社員研修で運転士の教育・訓練を実施する。また定期教育の場で、必要な知識の習熟を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての乗務員に対し高齢者、障がい者の方の乗降支援に関する教育を引き続き実施する。 ・全乗務員に対する接客研修を実施し、お客さまに「やさしいサービス」を提供する。 ・高齢者、車椅子使用者、障がい者、ベビーカー利用者など利用者に応じた安全確保の方法について定期教育の場で確認する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスナビゲーションシステムによる情報提供 社外への情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどからのWEB検索により、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバス）が確認できるバスナビゲーションシステムの提供を引き続き実施する。 各バス停へのお知らせ案内（バスナビ）の確認を実施し、お客様への周知を図る。 ・新規導入車両の行先表示器を白色 LED 化し視認性の向上を図る。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	<p>運転者自らが、高齢者疑似体験装置を装着して乗降するなどの体験を通じて、安全確保の必要性について認識を深める教育を実施する。</p>

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスナビゲーションシステムによる情報提供	<p>ウェブサイトにおいて、バスの車種（ノンステップバス）が確認できるバスナビゲーションシステムの提供を引き続き実施する。</p>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・障がい者の方等を対象とした、日常生活の自立や社会的障害の克服を目的としたバス乗降訓練や介助方法の実技演習を実施。
- ・お客様センターやお電話にて寄せられるご意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバス	20台 → 23台	事業計画の見直し

Ⅴ 計画書の公表方法

相鉄グループホームページ

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載した事項については、当社の中期経営計画の実施事項として位置づけられている。

- 注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。